

静岡県立清水東高等学校外 76 庁舎で使用する電気に係る入札における  
質問事項に対する回答

※昨年度までの電力入札に係る質問・回答を含む。

	質問事項	回答
1	電気需給契約書の条文中に記載が無い事項を補完するため、当社の基本契約要綱を添付した協議書を締結することは可能か。	協議に応じることは可能。 ただし、締結できるかどうかは協議内容による。
2	総合教育センターに関して、使用期間中に契約電力の変更の予定はあるか。	なし。
3	現在の計量日を教授願う。	総合教育センターのみ各月末日、その他は各月 1 日。
4	質問票の提出期限はいつか。	令和 7 年 1 月 7 日（火）まで。
5	質問票はどちらに提出すればよいか。また、入札説明書記載の電子メールアドレスに送付してもよいか。	入札説明書等の提出先と同じとする。 電子メールも可。
6	各電気使用場所の旧一般電気事業者名を教授願う。	いずれも中部電力株式会社。
7	入札説明書 6（4）ウ「電気の供給実績」はいつからいつまでのものが必要か。	直近の高圧需要家への供給実績が分かるものを提出願います。
8	入札心得書中、物品売買契約書第 8 条第 2 項に「～年 2.5 パーセントの割合で～支払うものとする。（注）財務省の最終改正告示に従うこと」とあるが、契約先の条件（10%）とすることは可能か。	不可。政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（財務省の最終改正告示）とする。
9	中部電力ミライズ株式会社が独自で行っている負担軽減策（毎月の燃料調整費単価の割引）が適用できないことは了承いただけるか。（負担軽減策延長時も同様。）	承知した。

10	現在の供給会社を教授願う。	株式会社V-Power
11	契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がある。その場合、超過した契約電力での契約となるが、了承いただけるか。	承知した。
12	現在の世界情勢を受けて燃料価格高騰等による状況変化や国の制度変更等による単価の見直しが行われる場合、協議に応じていただけるか。	可。
13	請求について、供給施設内に入居している企業（同一住所内の建物）に対して個別に請求書を発行する事ができないが了承いただけるか。	承知した。
14	入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金請求時には基本料金、電力量料金（燃料費調整額含む）は小数点第3位を四捨五入し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨てとし、契約単価は税込みとなるがよいか。	よい。
15	検針結果（最大需要電力、使用量、30分値データ等）は、WEBサービスに登録のうえ、契約者自身で確認いただけるか。（検針票および請求書は書面により送付可。）	可。
16	公告7（2）エ「～供給可能量が確認できる書類」とあるが電気事業者から必要量を購入するため現時点で提出できるものがない。どうしたらよいか。	公告7（2）ウ小売電気事業者の登録を受けていることを証明する書類の写しに記載されている「供給能力の確保の見込み」で可とする。
17	内訳書に入力する単価は税込と税抜のどちらか。また、税抜単価で入札する場合、契約時や請求時は単価を税込とするが、その際の端数処理方法に指定はあるか。	※問17以降の質問について、質問に記載の「内訳書」となる書類はないため、入札書別紙及び月別計算書に読み替えて回答。 入札説明書9入札（3）に記載のとおり。消費税の端数処理について、指定はない。

18	内訳書の記載について、基本料金単価や従量料金単価の小数点以下表示に指定はあるか。(例：小数点以下2位までなど)	指定はない。小数点以下は処理せずすべて記載すること。
19	各拠点の内訳書等のExcelデータはいただけるか。不可の場合、内訳書は任意様式にて作成しても問題ないか。	入札書等の記入が必要な書類については、申請書ダウンロードサービス（静岡県公式ホームページ電子申請サービス）に掲載のとおり。
20	内訳書の記載について、基本料金計と電力量料金計の各項目に端数処理の指定はあるか。(小数点3位以下切り捨てなど)	指定はない。
21	内訳書の記載に関して、年間総価金額（税込）から入札金額（税抜）にする際の端数処理に指定はあるか。(例：税込から税抜の割り戻しは端数切り上げなど)	指定はない。
22	入札書に記載する日付に指定はあるか。	入札執行日。
23	複数施設の内訳書をそれぞれの施設作成する必要がある場合、各拠点の税込金額を税抜に直した後に足し合わせるのか、それとも全施設の税込金額を合計した後に税抜きに直すのか。	入札説明書9入札（3）に記載のとおり。
24	弊社は立ち合いせず初度入札のみ参加とし、2回目以降の入札は辞退を考えている。その場合、初度入札書提出時に二回目入札の辞退届を予め提出する必要があるか。辞退届が必要な場合は、併せて様式等も教示願う。	1回目の入札書類のみ御提出ください。2回目以降の入札が行われた場合は、辞退として扱わせていただきます。
25	現在の契約電力会社、契約種別を教示願う。(例) ○○電力 業務用電力、高圧電力等	株式会社V-Power、高圧電力
26	予備電力の契約はあるか。ある場合、予備電源と予備線のどちらか。	なし。

27	自家発補給電力の契約はあるか。	なし。
28	契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はあるか。	契約電力については実量制を予定しており、詳細は仕様書別紙1に記載のとおり。なお、500kW以上となる場合は、契約書案第16条第3項により協議制に変更する。
29	協議制契約の場合、契約電力変更を1年間以内に複数回行う等、お客様起因にて供給地点エリアの送配電事業者より違約金を請求された場合は弊社より違約金相当分を請求するがよいか。	実量制契約を基本とし、協議制による場合は、契約書案第16条第3項による協議のうえ決定する。
30	請求書の表記(2025年〇月分)について、 【繰上検針の場合】 料金算定の都合上、1日から月末まで使用した電気料金は、当月分電気料金として請求する。また、燃料費調整額の適用は当月分となるが、経理上不都合はないか。 【分散検針の場合】 料金算定の都合上、18日から翌月17日まで使用した電気料金は、翌月分電気料金として請求する。また、燃料費調整額の適用は翌月分となるが、経理上不都合はないか。	いずれも問題なし。
31	入札時に管轄エリアのみなし小売電気事業者が現在適用・実施している燃料費等調整制度を前提とし単価設定を行っている。落札した場合、入札時のみなし小売電力事業者の燃料費等調整制度を契約期間中適用することを前提としている。 しかし、入札以降にのみなし小売電気事業者の燃料費等調整制度が変更された場合には全体の電気料金が入札時の料金に比べ大きく変動する可能性があるため協議とすることは問題ないか。	契約書案第16条第2項により、市場価格に著しい変動があった場合は協議が可能。

32	環境配慮の観点より、紙請求書については廃止、電子化へ移行している。そのため、お客さま専用 Web ページにて請求書を確認、ダウンロードしていただくことは可能か。	問題なし。ただし、記載内容等が県の請求書の適格要件を満たしていない場合は、別途作成及び郵送を依頼することがある。
33	契約書や覚書について協議させていただくことは可能か。可能な場合、契約書にない細目的事項に関しては弊社の電気需給約款に依拠する形で締結することは可能か。	契約書に記載のない事項について協議することは可能。覚書等の締結の有無及び内容については協議の結果による。
34	契約書の提出期限や、締結日の期限はあるか。契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等の時間を要するため、指定の日数がある場合提出できかねる可能性がある。その場合、提出日の延長について協議することは可能か。	落札者の決定から 7 日以内に契約を締結することとなる。 社内処理等に時間がかかる場合は落札後に御相談ください。
35	支払い口座振替と銀行振込のどちらになるか。また、分割請求や分割振込での対応は必要になるか。	銀行振込。分割対応は不要。
36	入札に係る提出書類のデータ一式を PDF ではなく、Excel や Word で頂くことは可能か。	問 19 同様。

※質問の都度、随時更新します。